

木造住宅の耐震化についてのお知らせ

住まいの耐震診断しませんか？

延岡市では木造住宅の耐震診断に対する補助を実施しています。また、診断の結果、耐震改修工事が必要となった場合にその設計や工事に対する補助も実施しています。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災で亡くなられた方の原因の8割以上が、住宅等（家具を含む）の倒壊による圧死等と報告されています。

延岡市地域防災計画では、市内の建物の耐震化率を90%まで増加させることで、建物倒壊による死者数は現在における被害の約1/3に減少すると想定しています。

【補助の対象となる木造住宅の条件】

昭和56年5月31日以前に着工された木造の住宅で特殊な工法でないもの。

【事業の内容について】

- ・木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業

[アドバイザーの派遣]

耐震診断士による診断前や診断後の相談・説明等を行います。（自己負担なし）

- ・木造住宅耐震診断促進事業

[耐震診断費用の補助]

耐震診断士が行う耐震診断に対し5万4千円を限度として補助します。（原則自己負担6千円）なお、宮崎県建築住宅センターが別途自己負担6千円分の助成を行っています。

- ・木造住宅耐震改修支援事業

[補強設計費用の補助]

耐震改修が必要と診断された住宅で耐震診断士による補強設計を条件とし、耐震改修部分の補強設計費の2/3又は10万円のいずれか少ない額を補助します。

[改修工事費用の補助]

耐震改修が必要と診断された住宅で耐震診断士による工事監理を条件とし、耐震改修部分の工事費の1/2又は50万円のいずれか少ない額を補助します。

※ 診断及び改修支援の補助を受けるには着手前に申請が必要です。

※ 各事業は件数に限りがあり先着順としています。

《問い合わせ先》 延岡市 都市建設部 建築指導課 審査指導係
電話番号：0982（22）7034
ファックス：0982（22）8540
メールアドレス：kentiku-s@city.nobeoka.miyazaki.jp

《よくある質問に対する回答》

Q 1. 耐震診断の費用はいくらですか？

A 1. おおよそ6万円ですが、図面の有無や住宅の規模、複雑さなどにより6万円以上かかる場合がありますので事前に耐震診断士にご確認ください。ただし、補助の限度額は5万4千円です。

Q 2. 診断は誰が行いますか？

A 2. お客様が耐震診断士を選定していただき耐震診断を行います。耐震診断士の登録台帳は建築指導課、又はホームページで閲覧できます。

Q 3. 耐震診断の補助の対象でない住宅とは？

A 3. 「木造以外の住宅」や「昭和56年6月1日以降に着工した木造住宅」、「違反建築物」、「併用住宅で住宅部分が1/2未満の木造住宅」、「在来軸組構法・桝組壁構法・伝統的構法以外の構法の住宅」などは補助の対象ではありません。

Q 4. 昭和56年5月31日以前に着工されているかどうかは何で分かりますか？

A 4. 新築や増改築時に発行されている「検査済証（建築指導課）」や固定資産税の納付書に添付されている「明細書」、「固定資産税額確認書（納税課）」、「建物登記事項証明書（法務局）」など、公的機関の発行する証明書で確認できます。

Q 5. 耐震改修工事の補助を受けたいのですがどうしたらいいですか？

A 5. 着工前に申請書等の必要書類を提出してください。書類の内容を確認後、「補助金等交付決定通知書」を交付します。通知書を受け取られましたら着工してください。（診断や設計も同様です。）

Q 6. 耐震改修工事の費用はいくら位かかりますか？

A 6. 本市の実績では平均100万円程度ですが、改修の規模や方法などにより異なるので耐震改修の計画に合わせて見積もりを取ることをお勧めします。また、基準よりも余計に補強をする場合は、その余剰部分については補助の対象となりません。

Q 7. 耐震改修工事はすでに終わっていますが、補助金がもらえますか？

A 7. 着工前に申請することが条件ですので、すでに着工していたり、工事が終わっていたりする場合は補助の対象になりません。（診断や設計も同様です。）